

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和4年3月4日に提起した処分庁による過誤納金充当処分（令和4年2月8日付け過誤納金充当通知書（還付番号[REDACTED]））に係る審査請求（過誤納金充当処分に関する件 令和3年度（収）第2号）について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和3年12月10日、審査請求人が保険年金課に所得金額等に係る申告書を提出した。
- 2 令和4年2月8日、平成31年度国民健康保険税第4・5・6・7期に生じた計25,800円の過納金を、平成28年度国民健康保険税第3期に4,100円、平成28年度市県民税第3期に21,700円充当したうえ、審査請求人宛てに過誤納金充当通知書を発送した。
- 3 令和4年2月10日、審査請求人が来庁し、保険年金課職員からの連絡により収納課職員が保険年金課窓口に出向き審査請求人に対応した。審査請求人から「国民健康保険税は目的税ではないか。それを市県民税に充当は良いのか。」と申し出があり、収納課職員が「地方税法第17条の2により過誤納金を地方団体の徴収金に充てることになっており、決まった税金に充当しなければならないいきまりはなく、原則古いものから充当している。どうしても国民健康保険税に充当したいならば相談に乗る。」と説明したが、審査請求人は「通知書に対して不服申し立てをするので、相談はしない。余計なお世話だ。」と返答した。
- 4 令和4年3月4日、審査請求人は、西尾市長に対し、本件処分の取消しを求める

審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消す裁決を求めている。

審査請求人は、資産も無く仕事も無く収入もわずかな年金しかない。過誤納金は生活費に充てるべきもので、差押えと同様の充当は徴収法第153条に照らし合わせておかしい。また国保税は目的税であり、これを市民税の滞納に充てるのは制度上おかしい。そもそも請求人はこの間日本におらず滞納の認識はない。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第17条の2第1項には「過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。」と規定されており、また、同条第3項には「地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならない。」と規定されているため、本件処分においては延滞金ではなく、本税への充当を優先することとし、充当の順序については、民法（明治29年法律89号）第488条第4項第2号の「全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。」という規定に基づき納期限の古い市税から充当した。

なお、「地方団体の徴収金」は法第1条第1項第4号及び第14号並びに第5条第1項、第2項第1号及び第6項第5号において規定されているが、法において「目的税を普通税に充当してはならない。」との規定はないものと認識している。

このように本件処分については、法及び民法の規定に基づき適正な処理がなされているものとする。

以上のとおり、本件処分には何ら違法又は不当な点はない。したがって、本件請求は理由がないことから速やかに棄却されるべきである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第703条の4は、「国民健康保険を行う市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民

健康保険の被保険者に対し、国民健康保険税を課することができる。」旨が定められており、西尾市国民健康保険税条例（昭和43年西尾市条例第12号）を定めている。

(2) 西尾市国民健康保険税条例第21条第2項では、「既に徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。」旨が定められている。

(3) 法第17条では、「地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下、「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。」旨が定められている。

(4) 法第17条の2では、「地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった地方団体の徴収金があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。」旨が定められている。

また、同条第3項では、「その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならない。」旨が定められている。

(5) 法第1条第1項第14号では、地方団体の徴収金について、地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう旨が定められている。また、同条第1項第4号では、地方税について、道府県税又は市町村税という旨が定められている。

(6) 法第5条第1項では、「市町村税は、普通税及び目的税とする。」旨が定められている。また、同条第6項では、「市町村は前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる旨が定められており、同項第5号では、「国民健康保険税」が定められている。

(7) 民法第488条第4項第2号では、「全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。」旨が定められている。

2 上記以外の違法性又は不当性についての検討

(1) 審査請求人は「国民健康保険税は目的税であり、これを市（県）民税の滞納に充てるのは制度上おかしい。」と主張している。

この点について、処分庁は、法第17条の2の規定に基づき本件処分を行っているが、法第5条第1項は、普通税と目的税とをあわせて「市町村税」であると規定しており、「市町村税」は、「地方団体の徴収金」に該当すると規定されていることからすれば（法第1条第1項第4号及び第14号）、法第17条の2の規定において、普通税と目的税とでその取扱いを異にしているとは考えられない。

したがって、目的税の過誤納金を普通税の滞納に充てることは、法第17条

の2の規定により認められると考えられるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年1月31日

審査庁 西尾市長 中 村 健

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として(訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起できます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として(訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。